

平成二十一年十月二十九日提出
質問第一一九号

独立行政法人地域医療機能推進機構法案に関する質問主意書

提出者 柿澤未途

独立行政法人地域医療機能推進機構法案に関する質問主意書

社会保険病院及び厚生年金病院を公的施設として維持するため、新たに「独立行政法人地域医療機能推進機構」を設ける法案が今国会に提出されている。同法案に関し、次の事項について質問する。

一 新たな独立行政法人を設けることは、民主党が衆議院総選挙前に掲げたマニフェストに記載されている「（独立行政）法人のあり方は全廃を含めて抜本的な見直し」に反すると思われるが、どのように考えているのか。

二 地域医療機能推進機構の理事、間接部門を含めた職員の人数は何人になるのか。また、役職員に、現職公務員（出向）又は公務員OBが就任する可能性はあるのか。

三 社会保険病院及び厚生年金病院を公的施設として維持するために、なぜ新たな独立行政法人が必要となるのか。地域医療機能の維持が目的であれば、本来、「地域主権」の考え方に基づき、地方公共団体に財源を含めて移管すべきと考えられるが、このような方針をとらないのはなぜか。仮に何らかの理由で地方公共団体に移管できないとしても、新たな独立行政法人を設けず、例えば国立病院機構に移管すればよいと考えられるが、このような方針をとらないのはなぜか。

右質問する。